

佐野市医師会学術講演会の共催等ならびに生涯教育講座申請について

【申請・報告手続の流れ】

1. 案内状またはプログラムの提出

案内状またはプログラムを佐野市医師会事務局までご提出ください。

※開催の1か月前までにご提出ください。

※講演会名および演題に製品名が含まれるものは不可とします（一般名は使用可）。

※講演内容が特定の製品の広告宣伝になるようなものは共催できませんのでご注意ください。

※申請の受付時に、手数料の請求書を発行しますので、講演会後1か月以内に納付してください。

※講演会の内容等は、栃医新聞および栃木県医師会と佐野市医師会のホームページに掲載されます。

2. 審査

栃木県医師会より生涯教育講座として承認を受けましたら、メールにてご連絡いたします。

3. 講演会の実施

参加者の出欠管理を適正に行っていただくとともに、「日本医師会生涯教育制度の単位について※」を希望者に配布してください（栃木県医師会非会員の先生で、日本医師会生涯教育制度の単位を必要とする方に提出してもらうものです。制度の運用に全国共通のシステムを利用しており、個人の特定のため医籍登録番号が必要となります。栃木県医師会会員の方については栃木県医師会で医籍登録番号を把握しておりますが、非会員の方については情報を保存していませんので、お申し出がない限り、単位の登録ができません。）。

※講演会ごとに作成し、承認時に送付するメールに添付いたします。

4. 出席者名簿の提出

講演会の終了後、2週間以内を目安に、「出席者名簿」をご提出ください。フォーマットは承認時に送付するメールに添付いたします。

名簿作成の際、氏名、カナ、医療機関、性別は必ず記入してください。

(注意点)

- ・参加者数の把握と後日のトラブル防止のため、単位を希望されない方も出席者名簿に記載してください(単位希望者リストではなく、出席者リストのご提出をお願いします。※医師のみ)。
- ・演者、座長なども出席者名簿に入れてください(受講者と同じ単位を付与することができます。)。

【手数料について】

学術講演会への共催(生涯教育講座の申請事務を含む)手数料は1回につき30,000円(消費税込み)です。

なお、ご希望により、講演会の案内状を医療機関に配布いたします。

また、講演会に佐野市医師会館をご利用の場合は、別途会場使用料を1回につき30,000円(消費税込み)お願いします。

【その他】

ご不明な点は佐野市医師会事務局までお問合せ下さい。

一般社団法人佐野市医師会

TEL 0283-22-0324